

## 会 議 録

### 1 会 議 名

平成15年度第3回住居表示審議会

### 2 議 題

平成15年度住居表示整備事業に伴う新町界町名案についての諮問・答申

### 3 開催日時

平成15年10月14日(火) 午後2時00分～午後3時00分

### 4 開催場所

北九州市役所議会棟 21会議室

### 5 出席した者の氏名

(委員) 岡本博志会長 作本亘副会長 福島 司委員 渡辺譲治委員 宮本清志委員  
豊島鈴子委員 鶴田伶子委員 高橋もりえ委員 森哲朗委員  
(事務局) 総務市民局市民部区政課長 松本博子  
門司区役所 総務部総務課長 井上勲  
小倉北区役所総務部総務課長 羽藤啓一  
小倉南区役所総務部総務課長 山本達臣  
総務市民局市民部区政課指導係長 山口利美  
総務市民局市民部区政課事務吏員 東田倫広

### 6 会議経過

区 政 課 長 : 委員の皆様方もお揃いになられたようでございますので、ただ今より平成15年度第3回住居表示審議会を開会いたします。

本日の進行役につきましては、私区政課課長が担当させていただきます。よろしく申し上げます。本日の会議の出席者は、委員12名中9名でございます。

したがいまして、北九州市住居表示審議会規則第7条第1項の会議の開催に必要な過半数の出席という条件は満たされており会議は成立しております。

それでは、会長さん、議事をお願いいたします。

会 長 : では、議事に入ります。

お手もとに本日の審議会次第の資料がございますが、本日予定されております議題は、「平成15年度住居表示整備事業に伴う新町界町名案について」でございます。

この件につきましては、市長から当審議会へ諮問を受けております。諮問書については、その写しをお手元に配布してございますが、改めて事務局より読み上げさせます。

それでは申し上げます。

区政課指導係長 : それでは、『平成15年度住居表示整備事業に伴う新町界町名案について』諮問書を朗読いたします。

(諮問書を朗読)

会 長 : ただ今読み上げました諮問書につきまして、まず事務局から説明を受けたいと思います。お願いします。

区政課指導係長 : 平成15年度住居表示整備事業に伴う新町界町名案についてご説明します。

お手元にお配りしております諮問書の写しをご覧ください。

今回新町界町名案として諮問させていただきますのは、別図1の門司区黒川地区、別図2の門司区清見地区、別図3の小倉北区浅野地区、別図4の小倉南区曾根新田地区、以上の3区4地区でございます。

このうち、門司区黒川地区、清見地区、小倉南区曾根新田地区の3地区につきましては新町名の設定がございます。小倉北区浅野地区は、既存の町区域内への編入でございます。

それぞれの区域の新町界線及び新町名の選定経緯等詳細につきましては、各区総務課長よりご説明いたします。

ご審議の程、よろしくお願いします。

では、門司区総務課長よりよろしく願いいたします。

門司区総務課長 : 門司区総務課長の井上でございます。よろしく申し上げます。

それでは資料2をご覧ください。

平成15年度の門司区の住居表示実施予定地区につきましては、大字黒川の2町内と、大字大積と大字白野江の1町内、実施面積につきましては、0.47平方キロメートル。対象世帯数は317世帯を予定しております。

はじめに黒川地区につきましてご説明いたします。

ここは門司区の北東部に位置しておりまして、九州縦貫自動車道の門司インターから太刀浦コンテナターミナルに続きます県道黒川白野江東本町線に沿って、大字大積の字境までを実施区域としております。

世帯数につきましては292世帯、実施面積は0.30平方キロメートルでございます。

県道側に近いところは昔からの住宅が多く、奥側は新興住宅地が多くあります。

新町界線につきましては、地番、河川、道路境で実施したいと考えております。

町名につきましては、大字黒川の西南地区を平成12年7月に黒川西一丁目から三丁目までとして住居表示を実施しております。今回の区域はこの黒川西から主要地方道路門司行橋線を挟みまして、対にあるということで、新町名を黒川東ということで選定いたしました。

町の規模としましては、昔からの住宅があるところを黒川東一丁目に、また新興の住宅地があるところを黒川東二丁目の2町と設定させていただきました。町界につきましては道路と河川を用いて界として

門司区総務課長 : おります。なお、町界・町名案につきましては地元へ説明を行い合意済みでございます。

次に、大字白野江、大字大積の清見地区でございますが、今回実施する区域は門司区の北東部に位置しておりまして、門司港地区と大積地区を結ぶ県道大積・清見線の沿線の区域でございます。実施面積は約0.18平方キロメートル、世帯数は25世帯を予定しております。

清見地区と大積地区を結ぶ、県道大積・清見線の先に通称サヤ峠を越え白野江方面に住宅地があるところが、今回の実施予定区域になります。また道路沿いの大字大積に1軒住宅がございますが、ここは以前より清見側の町内会に加入し生活圏も清見側でございますので、同じ町区域といたしました。

町界につきましては、地番界で実施したいと考えております。

新町名につきましては、地元町内会で使用しております佐夜町を残してほしいとの要望がございますことと、校区は清見校区に属していることから、町名の頭に清見をつけて、清見佐夜町を選定させていただきます。以上でございます。

区政課指導係長 : 続きまして、小倉北区総務課長、よろしく申し上げます。

小倉北区総務課長 : 小倉北区総務課長の羽藤でございます。よろしく申し上げます。

小倉北区の住居表示実施予定区域でございますが、実施区域はJR小倉駅の北口に位置し、AIMや西日本総合展示場の北側にございます浅野地区でございます。この地区につきましては、市港湾局の公有水面埋立工事により、新たな土地が生じたことによりまして、すでに浅野三丁目の町区域の中に編入しております区域でございますが、この区域につきましては、住居表示が実施されておりませんので、今回実施区域として選定いたしまして、既存の浅野三丁目として実施する予定でございます。

予定区域内は、現在、小倉北消防署の水上分署の建築が進められております。また区域内は現在関西汽船の小倉 松山間のフェリー乗り場として利用されております。

新町界につきましては、地番、海岸線、道路での界で住居表示したいと考えております。以上でございます。

区政課指導係長 : 続きまして、小倉南区総務課長、よろしく申し上げます。

小倉南区総務課長 : 小倉南区総務課長の山本でございます。よろしく申し上げます。

実施地区につきましては小倉南区の東部になりまして、北九州空港から南へ約1.8キロに位置しております。

北側は北九州空港にほぼ隣接する位置になりまして、東側は周防灘に、西側は県道門司・行橋線に接しております。実施面積は1.3平方キロメートルで、世帯数は215世帯になります。新町界につきましては、道路、河川、海岸境にて区切りまして住居表示の実施を予定しております。

また新町名でございますが、従来の公称町名が大字曾根と大字曾根

小倉南区総務課長 : 新田の2つの区域に分かれておりますが、一般的に当該区域の干拓地は曾根新田として広く知られております。また地元では、区域の中央にあります貫川を挟んで北、南の地域ということで、町内会が形成されております。このことから貫川の北側を曾根新田北に、南側を曾根新田南と設定したいと考えております。

また土地の形状から、曾根新田北は一丁目から七丁目まで、曾根新田南は一丁目から四丁目と町区域を設定したいと考えております。

新町界・町名案につきましては、地元と協議しまして了解をいただいております。以上でございます。

区政課指導係長 : 以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長 : ありがとうございました。  
ただ今の実施区域の説明につきまして、何かご質問・ご意見等はありませんでしょうか。

福 島 委 員 : 門司区黒川地区についてですが、地元の合意は得ているとの事ですが、一丁目・二丁目の町界については、町内会の区割りで決めているのでしょうか。

門司区総務課長 : 町内会の関係でございますが、黒川東一丁目は黒川一丁目・二丁目という町内会に、黒川東二丁目は黒川三丁目という町内会になっております。当初、黒川東一丁目・二丁目の町界につきましては、均等の世帯とするため、別の道路で町界とする案も考えたのですが、逆に地元より町内会を分けないように町界を設定してほしい、との要望がありまして、町内会を分断しないように町界を設定しております。また今回の黒川東二丁目の東側の区域につきましては一部の方が隣の大積西の町内会に加入しているのですが、町界につきましては、公称町名である地番境で町界を定める必要があるため、この部分につきましては、地元との話し合いの上、実施区域内になることのご了解をいただいております。

会 長 : よろしいでしょうか。他にご質問がある方は。

渡 辺 委 員 : 小倉南区の曾根新田北の部分で海岸線で境をする記載があり、この図面に主要地方道恒見・朽網線との記載がありますが、ここは計画道路との取扱いでしょうか。

この部分は全部海岸線で間違いのないと思いますが。

小倉南区総務課長 : 確認しまして、後日回答いたします。  
(図画は計画道路予定を記載しており、実際は海岸線)

会 長 : 町名や街区についての番号のふり方については何か決まりがあるのでしょうか。

区 政 課 長 : 街区番号につきましては、区役所に近いところを拠点として続くようつけております。町名につきましても、ほぼ同じように番号が続くように付けております。

福 島 委 員 : 郵便局との連携方法や取扱いはどのようにされているでしょうか。  
街区番号や住居番号は原則右回りと思っておりましたが、ある所の番号が実際は右回りではなかったりすると、配達する時に困ることが起きたりしないでしょうか。

森 委 員 : 住居番号につきましては、原則右回りで標記していると聞いております。

渡 辺 委 員 : 要は住んでいる住民や、配達する人がわかりやすい様に住居表示を実施していただきたい。

森 委 員 : 住居表示制度については、訪問者がわかりやすい表示を行う事を目的に整備されていったと聞いております。郵便局もそうした面で自治体と連携をとって、普及への協力を行なおうと連絡用の葉書を配布したりするなど協力を行なっております。

区 政 課 長 : ただ今、森委員さんにご説明いただきましたように、街区番号は、原則連続して付定するよう定められております。また町界の定め方につきましては、道路や河川などの恒久的な施設や著名な地物で分けるよう定められておりますが、過去の住居表示実施地区につきましても、例えば小倉南区中曽根の丁目が右回りかといえ、そうでもなく、また上曽根も全て右回りの丁目の付け方ではないようです。

丁目の付け方に関しましては、手元に資料がございませんので、後日回答させていただきます。

- ・町の名称に丁目を付ける場合は区役所に近い所を一丁目とし、二丁目以降は実施区域内の地形地物や対象区域の世帯数などを考慮して付ける。
- ・街区符号については、区役所に近い街区を拠点とする連続蛇行方式を原則とする。
- ・住居番号については、原則として区の中心に近い街区の角を基点とし、右回りに順次番号を付定する。

会 長 : 私が、以前住んでいたイギリスでは、街路方式ですので、右左に地番が偶数奇数とはっきりと分かれておりました。探しやすいと感じました。他にご質問のある方はございませんでしょうか。

それでは、諮問についてお諮りいたします。

『平成15年度住居表示整備事業に伴う新町界町名案について』の諮問でございますが、原案どおり答申することで、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

会 長 : ご異議もないようでございますので、ただ今諮問を受けました事項につきまして適当と認め、原案どおりこれを答申いたしたいと思えます。以上で、本日予定しておりました議題は終了いたします。  
他に何かこの機会にご発言などございませんか。

会 長 : 事務局の方から何か発言はございませんか。

区 政 課 長 : 本日、ご審議のうえ答申をいただきまして、誠にありがとうございました。委員の皆様の貴重なご意見を伺いしております。今後ともご意見を十分尊重しながら住居表示事務を進めてまいりたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

会 長 : それでは、本日の審議はこれをもちまして終了したいと思います。ご協力ありがとうございました。

7 傍聴者  
0名

8 問い合わせ先  
総務市民局市民部区政課指導係 (山口、東田)  
電話番号 093 - 582 - 2107